

令和2年9月3日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

事業者の名称	代表社員	所在地
合同会社MT	藤原 義弘	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 328-2

(2) 事業所

事業所の名称	事業所所在地	サービスの種類
MT工房 八事	名古屋市昭和区八事本町 101 番地の 11 宮崎ビル 2 階	就労継続支援 A 型

2 処分の内容

法に基づく処分

決定した処分	効力発生日
指定取消し	令和 2年10月 1日

### 3 処分の原因となる事実

- (1) 指定申請に当たり、実際に勤務しない者（管理者・サービス管理責任者・職業指導員）を記載した組織体制図、勤務形態一覧表を提出し、虚偽の申請をし、指定を受けた。（法第 50 条第 1 項第 8 号に該当）
- (2) 指定当初からサービス管理責任者を配置できていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、給付費の請求を行った。また、個別支援計画が適切に作成できていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、給付費の請求を行った。（法第 50 条第 1 項第 5 号に該当）
- (3) 令和元年 7 月 1 日から令和元年 12 月 1 日まで、管理者及びサービス管理責任者が未配置であったにもかかわらず、管理者及びサービス管理責任者を変更した日を令和元年 12 月 2 日付とし、不在期間がない届出書を提出した。また、勤務していない管理者、サービス管理責任者及び職業指導員のタイムカード及び給与台帳を偽造し、勤務しているかのように偽装した。（法第 50 条第 1 項第 10 号に該当）

### 4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の 40% を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	令和元年 7 月から令和 2 年 2 月まで
不正請求額 (A)	3, 576, 927 円
加算金 (B)	3, 576, 927 円 × 40% = 1, 430, 770 円
返還金額 (A+B)	5, 007, 697 円

※他に本市以外の市町村に係る不正請求額が 695, 385 円（概算）あり、当該市町村には連絡済みです。

### 5 欠格事由該当者

- (1) 藤原 義弘（代表社員）
- (2) 菅原 功（管理者）

#### 【担当】

指定指導係（指定担当） (052) 972-3965  
指定指導係（指導担当） (052) 972-2578